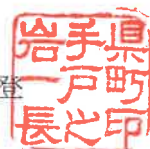


一戸町告示第 167 号

条件付一般競争入札公告

令和 7 年 10 月 7 日

一戸町長 小野寺 美 登



1 概要

- (1) 件 名 令和 7 年度森林病虫害等駆除事業（秋駆除大臣命令分）委託
- (2) 実施場所 場 所 一戸町姉帯字館 地内 外
- (3) 駆除対象 松くい虫
- (4) 内 容 伐倒 2 種駆除（伐倒・くん蒸処理）
- (5) 期 間 契約の日から令和 8 年 1 月 31 日まで

2 入札予定日 令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 10 時 00 分

会 場 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

一戸町役場庁舎 2 階 特別会議室

3 入札参加資格

- (1) 岩手県内に主たる営業所を有する者で、岩手県が登録事務を行っている岩手県松くい虫等防除技術専門員名簿に登録がある者が在籍していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ③ 町税の滞納がないこと。
 - ④ 令和 2 年 4 月 1 日から公告日までの間において、岩手県内の市町村が発注する同種内容の受注実績を有し、受注内容を誠実に履行した実績があること。

4 照会先 郵便番号 028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9
一戸町農林課 電話番号 0195-33-4854

- 5 入札説明書の配付期間及び配付場所 令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）までの一戸町の休日に関する条例（平成2年一戸町条例第8号）に規定する一戸町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の場所で交付。
- 6 申請書類 一戸町農林課が配付する条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を提出するものとする。
- 7 申請期限及び申請書類の提出場所 令和7年10月7日（火）から令和7年10月10日（金）までの休日を除く毎日午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の場所に持参のうえ、1部を提出することとし、郵送による提出は認めない。
- 8 設計図書の閲覧及び貸出 令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）までの休日を除く毎日午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の場所で閲覧及び貸し出しをする。貸し出しは、1者当たり3時間とする。
- 9 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金は、令和7年10月20日（月）までに入札保証金提出書（兼返還請求書）（様式3）を提出し、15万円を納付すること。ただし、一戸町財務規則（昭和50年一戸町規則第17号。以下「一戸町財務規則」という。）第116条第1項に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第117条第1号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。
 - (3) 契約保証金は、一戸町財務規則第130条第2項に定める額を納付すること。ただし、一戸町財務規則第132条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第131条第1号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (4) 入札保証金を契約保証金に充当するときは、入札保証金の契約保証金への充当提出書（様式4）を提出すること。
 - (5) 本入札は、予定価格を事後公表とすること。
 - (6) 6の書類の提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式2）を令和7年10月17日（金）までに送付する。
 - (7) 3の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
 - (8) 入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった日から令和7年10月20日（月）までの間、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

- (9) その他詳細については、一戸町農林課が配付する条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得のとおりとする。

主たる営業所又はその他の営業所について

一戸町の競争入札参加資格における主たる営業所又はその他の営業所とは、次の要件を満たしていることが前提となります。

記

I 主たる営業所

主たる営業所とは、林業及び木材産業等を営む営業所を統轄し、指揮監督及び請負契約締結の権限を有する1ヵ所の営業所をいいます。

通常は本社、本店等ですが、名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しません。

II その他の営業所

その他の営業所とは、主たる営業所以外で概ね次の要件を備えている営業所をいいます。

- (1) 事務所としての形態を整えていること。
 - ・営業所の所在を明らかにした看板又は表札が設置され、付近から当該営業所の存在が容易に確認できること。
 - ・営業事務を執り行える机、電話、ファクシミリ等の事務用什器等が備え付けられていること。
 - ・電話料金等、営業所経費の支払いが会社から支出されていること。
- (2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること。
 - ・法人町民税申告書等において、営業所の人員配置が確認できること。
 - ・人的な配置がされていない場合、又は配置職員が主たる営業所（本社・本店等）と兼務で不在になっている状況が頻繁となっている場合は、営業所としては認められません。（例えば、電話が常時不在転送になっている、単なる取次や連絡員のみを配置しているような場合は、営業所として認められません。）

III その他

- (1) 必要に応じて関係書類の提示を求める場合、又は営業所の所在、実態について、調査を行う場合があります。
- (2) IIの(1)及び(2)については、主たる営業所にも当てはまる事項です。